



神奈川県立 公文書館だより

第44号

編集発行

神奈川県立公文書館

〒241-0815 横浜市旭区中尾1-6-1

電話 045 (364) 4456

FAX 045 (364) 4459

<https://archives.pref.kanagawa.jp/>

東日本大震災から10年



被災した陸前高田市の公文書(行政刊行物ID: 3200908021)



石巻市避難所における物資整理作業
(行政刊行物ID: 3201303696)



金太郎ハウスの外観
(歴史的公文書ID: 1201804556)

平成23年3月11日に起きた東日本大震災から10年が経過しました。

被災地への支援として、当館では岩手県陸前高田市の被災公文書レスキュー事業を実施しました(事業報告書は、当館ホームページに掲載しています)。また、本県では、宮城県石巻市での避難所の運営支援や岩手県遠野市での災害ボランティア用宿泊施設(金太郎ハウス)の管理等を行いました。

デジタル文書時代の公文書館

◆ 行政文書の電子化と公文書館

神奈川県では、平成30年度から行政文書管理システムを導入し、以降新たに作成する行政文書について、作成、決裁、保存までをシステムで完結させる電子化が図られています。

当館でも電子化された文書の引渡し、選別、閲覧に対応できるよう、新たな公文書館情報管理システムを開発し、平成31年4月から運用を開始しています。

行政文書管理システムの稼働により、文書の電子化は着実に進んでいます。また、紙ベースの文書も多いことが課題です。なお、この課題解決を図る一つの方策として、令和2年度からは、紙の資料を添付し、行政文書管理システムでシステムによる電子決裁を行う併用決裁の仕組みもスタートしました。

電子化された文書の最初の引渡しは、平成30年度処理済の1年保存の文書が、令和2年度に引き渡される予定でしたが、各所属で選別の結果、保存と判断された文書はありませんでした。そのため、電子化された文書で公文書館に引き渡されたものはまだありません。

今後、令和4年度には、平成30年度処理済の3年保存文書が引き渡

されます。行政文書のうち、保存期間が3年以上の文書は、全て公文書館に引き渡されますので、ここから当館のデジタル文書の時代が、本格的にスタートすることになります。

なお、神奈川県の文書の保存期間は最長30年ですので、今後も、まだシステム導入前に作成された紙の文書が引き渡されてきます。

当館でも、今後来るべきデジタル文書時代を見据え、行政文書管理システムを所管する文書課と調整を行い、引渡し、選別、閲覧などがスムーズにできるよう準備を進めています。

◆ 収蔵資料のデジタル複製

一方、当館では、これまでに収集した紙の文書をデジタル画像として複製する取り組みも進めています。従来は、媒体としてマイクロフィルムを用いていましたが、3年前からデジタル画像にシフトしています。

紙の文書をデジタル画像化する目的は、大きく二つあって、一つは原資料の長期保存です。この一つめの目的は、マイクロフィルムでも同様ですが、正確な複製物を作成し、閲覧請求に対して原資料の代替物としてこれを提供することで、直接

的閲覧に伴う劣化破損を抑制して、収蔵する原資料の物理的状态を維持し、記録された内容を保存することを可能にします。

もう一つの目的は、収蔵資料の利用促進です。デジタル画像化した資料をインターネット上で、デジタルアーカイブとして公開します。デジタルアーカイブの検索機能は、利用者のニーズと当館が収蔵する資料とのマッチングを実現し、アクセシビリティを高めるとともに、インターネットを介することで当館収蔵資料をデジタル形態で閲覧利用する機会を拡大し、その利用可能性を高めます。

当館では、収蔵する資料約80万点のうち、約8,500点をデジタルアーカイブで公開しています。デジタルアーカイブとして登録された資料は、まだまだ少数ですが、今後少しずつ増やしてまいりますので、ご利用いただけると幸いです。

◆ デジタル画像を 利用したWeb展示

館内における展示は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月から中止していましたが、デジタル画像化した資料を利用し、新たな試みとしてWebによる展示を開始しました。

最初に行ったのは、「山口コレクションの明治維新」で、令和2年12月から公開しています。この展示は、平成30年度に実施した企画展示

「明治150年・神奈川県150年明治維新と神奈川県」の一部を再構成しWeb上で公開しているものです。

山口コレクションは、帝國臓器製薬株式会社（現在のあすか製薬株式会社）の創業者であり、会長を務めた山口八十八（やそはち）が明治維新期の歴史資料等を個人的に収集したもので、神奈川県立文化資料館に寄贈され、それを当館が引き継いだものです。

今回のWeb展示では、幕末から明治にかけて活躍した人物の書簡を中心に展示しています。

また、神奈川県立図書館との合同展示は、平成24年度から会場を両館の持ち回りとして実施していましたが、この展示もWeb上で実施しています。

今回のテーマは、「パンデミックを生き抜くために」です。新型コロナウイルスのパンデミックの渦中にある中、過去に発生した感染症の歴史を振り返り、これに打ち勝つための「疫病除け」などの伝統行事や、当時の人々が実施した対策、新聞記事や関連する図書・文献・日記や書簡等の記録資料を頼りに、生き抜く知恵を探っています。Web展示ということで「見る」よりも「読む」展示を試みています。

どちらの展示も当館ホームページから閲覧可能ですので、ぜひご覧ください。

（資料課長 高崎保幸）

公文書管理の新たな時代へ 「認証アーキビスト」制度がスタートしました！

令和3年1月、国立公文書館では新たに創設した公文書管理の公的資格、「認証アーキビスト」に認められた190人の名簿を公表しました。

この「認証アーキビスト」とは何か？ここではこの制度の概要と今後の展望についてご紹介します。

◆安倍前首相も退任会見で

安倍前首相は昨年8月28日の退任会見の席で、「7年8か月の安倍政権のレガシーは歴史が判断する」と述べ、その判断材料としての公文書の管理のあり方を記者から問われると、「更なるルールを徹底していくことにした」と答えました。

これはここ数年、国民の大きな関心を集めた公文書の改ざんや誤廃棄といった事態を顧みて、国としての改善策について述べたものですが、その公文書管理を適切に推進するための人材確保も大きな課題です。

◆記録を残し伝える専門家

アーキビストとは、国や地方の公文書館をはじめとするアーカイブズ(Archives)で働く専門職員のことをいいます。

その役割は組織で日々作成される膨大な記録の中から、世代を超えて歴史的な価値があるものを選別し、将来にわたって人々が利用できるようにする「目利き」のようなもの。

公文書に関する様々な問題が顕在化する中、このような専門職、アーキビストの役割が重要になっています。



県立公文書館での文書の選別作業の様子

◆図書館の「司書」とは違う？

図書館などの司書の仕事と共通する部分もありますが、アーキビストが扱うのは、基本的に書籍などの完成されたものではなく、元々は「記録」だった、いわば「生の資料」。

その職務は、①評価選別・収集、②保存、③利用の審査や利用者への支援、④普及活動の4つに大別され、資料の中から重要なものを特定、未来に向けて保存するかどうか見極める能力や、資料の劣化を防ぐなど保存に必要な知識、さらには閲覧を制限すべき情報が入っていないか確認する専門知識などが必要になります。

欧米諸国には、100年も前からそのような専門職があり、現在、フランスでは6千人以上のアーキビストが活躍しています。

◆認証アーキビストの誕生

一方、日本にはこれまで公文書管理に関する公的な資格制度はありませんでしたが、この制度の創設により、今後は、国や地方の公文書の適切な管理体制を整え、誤廃棄や改ざんといった不適切な事態を避けるとともに、公文書の管理について信頼性や専門性を確保することが期待されています。



県立公文書館ロビー

◆認証アーキビストになるには？

この資格取得には、大学院の修士課程などで公文書に関する論文を執筆したこと、また、地方自治体で公文書管理の実務経験を3年以上積んだことなどが条件となります。

しかし、認証アーキビストにとって何よりも大切なのは、政治や地方行政の記録をしっかりと保存し、人々に公開することが民主主義の基本であるという認識、また高い倫理観を持つて仕事に臨む姿勢です。

今後は世界的な課題となっていく電子情報の保存や管理にも対応も求められます。

神奈川県立公文書館でも、この認証アーキビスト制度のスタートを歓迎し、資格を取得した職員の適切な配置に努めていきたいと考えています。

(館長 立石えり子)

新型コロナウイルス時代を記録する 100年後にも「語り継ぐべき」教訓

◆きっかけは東日本大震災

今からちょうど10年前。平成23年3月11日の東日本大震災とそれに続く福島第一原発事故は、東北地方だけでなく、日本、あるいは世界中の人々の記憶に残るものでした。

ところが、この時、大震災に対応するために設置された政府の会議の議事録が作成されないという事態が生じました。

これでは様々な対応策を後で検証することができません。

◆初の「歴史的緊急事態」指定

そこで、平成24年、国は「行政文書の管理に関するガイドライン」の中に、「国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項」であって、「その教訓が将来に生かされるもの」のうち、「国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ」るものを「歴史的緊急事態」に指定し、記録作成を義務づけることとしました。

そして、令和2年3月10日。この制度の創設以来初めて、新型コロナウイルス

ウイルス感染症に関係する事態が、この「歴史的緊急事態」に該当し、しっかりと記録を残していくものとして閣議決定されたのです。

◆民主主義の基盤となる記録

現在、政府や地方自治体は、この未知の感染症を前にして試行錯誤を繰り返しながら、医療体制の整備や感染防止等に厳しい覚悟で臨んでいます。



全世界に配布された布マスク(通称「アベノマスク」)

そして、これらの対応策や判断の記録は、後にそれが適切だったのかを検証する際や、後世に再び同じような事態に見舞われた際の貴重な資料となることでしょう。

また、その対応策が決められた際の過程を国民に公開することは民主主義の根幹に関わることもあります。

◆津久井やまゆり園事件の記録

神奈川県でも日々作成される膨大な文書の中から歴史資料として重要なものについては、選別して公文書館で永久保存しています。

例えば、平成28年に起きた津久井やまゆり園のいたましい事件に関する文書は、「県民生活に影響が生じた犯罪、事故等の事件」あるいは、「県内で起きた社会的に重要な事件」という選別基準に該当し、永久保存していくことになりました。

10年前の東日本大震災についてさえ、人間の記憶は曖昧になってしまふものです。

歴史的に重要な事象について、きちんと記録し教訓として継承していくことは後世への私たちの責任とも言えるでしょう。

(館長 立石えり子)

公文書館の利用案内

当館では県が作成した歴史的に重要な文書や、神奈川県に関わりのある古文書、図書などを収集、保存しています。

【利用時間】

閲覧室 午前9時～午後5時
会議室 午前9時～午後9時

【休館日】

月曜日、国民の祝日及び祝日が月曜日の場合は翌火曜日、年末年始12月28日～1月4日

※新型コロナウイルス感染の状況により臨時休館となる可能性がありますので、ホームページまたは電話等でご確認のうえご来館ください。

— 交通の案内 —

電車の場合 相鉄線「二俣川駅」(横浜駅から急行で11分)下車、徒歩17分又は相鉄バス「運転免許センター循環」で「運転免許センター」下車徒歩3分

車の場合 「保土ヶ谷バイパス」本村インターから6分